

3. 供託する場所

主たる事務所（本店）の最寄りの供託所（法務局等）に、本店と支店の分の合計額を全額一括して供託する。

2 営業開始までの流れ

- ①免許を取得
- ↓
- ②営業保証金を供託
- ↓
- ③供託書の写しを添付して免許権者へ届出
- ↓
- ④営業開始

<注意点>

- * 免許取得後、**3ヵ月**経っても供託した旨の届出がなければ、免許権者から宅建業者に**催告**し、催告到達後、**1ヵ月**経ってもなお届出がなければ、免許権者は**免許を取り消すことができる**。
- * 事業の開始後に事務所を**増設**する（ex.支店を1ヵ所増やす）場合は、その増設分（ex.500万円）を主たる事務所の最寄りの供託所に供託し、供託した旨の**届出をした後でなければ**、その増設した事務所で営業を開始できない。

3 保管替え等

前述のように、営業保証金は主たる事務所の最寄りの供託所に供託されるため、主たる事務所が移転して最寄りの供託所が変わった場合には、新しい主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証金を供託しなおさなければならない。

その方法は、営業保証金を**金銭のみ**で供託している場合と、**有価証券を使って**供託している場合（有価証券のみ、または有価証券+金銭）とで異なる。

1. 金銭のみで供託している場合

宅建業者は遅滞なく、営業保証金を供託している供託所に対して、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への**保管替え**を請求しなければならない。

2. 有価証券を使って供託している場合

宅建業者は遅滞なく、営業保証金を、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所に**新たに供託**する（いったん二重供託状態になる）。その後、移転前の主たる事